

令和4年度鹿児島県建設工事入札参加資格における格付区分

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年9月27日告示第1402号）第3条に規定する判定基準等のうち格付区分について、次のとおり定める。

- 1 総合点数（令和3年9月2日公表）を用いて、次の基準により格付を行う。
ただし、土木一式工事及び建築一式工事のA級については、特に経営状況や施工実績等総合的な施工能力を重視する必要があることから、総合点数だけでなく、土木一式工事のA級については経営事項評価点数及び完成工事高も、建築一式工事のA級については経営事項評価点数も条件とする。

格付区分	土木一式	建築一式	舗装	電気	管	造園
A	1440以上かつ 経営事項評価点数 890以上及び 完成工事高1億円 以上	1280以上かつ 経営事項評価点数 800以上	1220以上	1190以上	1110以上	990以上
Ⓑ	1340～1439	1190～1279		1090～1189	1020～1109	910～989
B	1200～1339	1120～1189	1060～1219	980～1089	950～1019	909以下
Ⓒ	1100～1199	1050～1119		860～979	890～949	
C	950～1099	980～1049	1059以下	859以下	889以下	
Ⓓ	830～949	850～979				
D	829以下	849以下				

- 2 総合点数でB, C, Dに格付される者のうち、過去5か年度（建築一式工事、電気工事、管工事は7か年度）において2件以上の県工事の実績があり、かつ、県工事成績の平均点が82点以上の者は、それぞれⒷ, Ⓒ, Ⓓに格付する。（県内業者のみ適用）
- 3 昇格・降格は運用区分のマル付を含め2段階に限定する。（県内業者のみ適用）
- 4 新規申請者は原則として最下位の格付区分に格付する。（県内業者のみ適用）